主

原判決を破棄す。

被告人を懲役四月に処する。

本裁判確定の日から二年間右刑の執行を猶予する。

原審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人菅原幸夫及び同船越広が連名で差し出した控訴趣意書 及び追加控訴趣意書に記載してあるとおりであり、これに対する答弁は検事伊藤嘉 孝が差し出した答弁書に記載してあるとおりであるから、いずれもこれを引用し、 これに対して当裁判所は次のように判断をする。

論旨第一点の二について。

公務執行妨害罪にいわゆる「公務員の職務を執行するに当り」とは、公務員が現これの職務を執行中であるばかりではなく、少くともまさるの職務の執行が言ている場合をも含めている場合をもきとは、必要言との、原判決がいしてもの、の職務がいしまれば、前記の名は、は、対して、の事をもとは、がではない、前記の、の職務の性質性の、のでののでは、のでののでは、では、のでの、のでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののであるが、そのの発に、ないのであるが明らのというでも、は、「その執行にといるを持っているのが明らのである。このであり、に当るものというでも、にの人が現にはいかない。でも、この一事により、直ちに右認定を左右するわけにはいかない。

でなる。 その上、原判決がかかげている証拠によれば、右Aは、被告人等に輸送本部車の 話連絡をすることを妨げられた際、被告人等に対して、出発列車があるばかりて 発車合図をさせてくれという趣旨のことを言つたことが明らかであるばかりて の遺しは、その頃、前記詰所内の運転掛の机の前に腰掛けており、且つその際 実には冠つていなかつたとしても、その机の上には、右詰所内に勤務している 職員とは違つて、上が黒く、腹が赤く、その下部に金筋が出す際には、被告人等が同人を右詰がから、長年国鉄に動務している運転人が 制帽が置いてあり、なお被告人が明らかであるから、長年国鉄に勤務を担めの 人としては、右Aが右詰所勤務の運転掛として、次ぎに発車する多数の列車の 人としては、右Aが右詰所勤務の運転掛として、次であるかの利車の の発車合図をする職務を担当しており且つ同人が、右運転掛としてのものである 発車合図をする職務を担当しておりまっとして待機中のものである の職務の執行に当つていたもの」に当るものであったことを知っていたもの いうべきであり、とうてい被告人がこのことを所論のように誤認していたと認める 余地はない。

が記さる。 従つて、論旨は理由がない。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 加納駿平 判事 河本文夫 判事 清水春三)